

平成23年度第1回墨田区障害者施策 推進協議会議事要旨

日 時：平成23年11月18日（金） 13:30～15:30

場 所：庁舎17階区議会第1委員会室

会議次第：1 開 会

2 議 題

- (1) すみだノーマライゼーション推進プラン21「第3期墨田区障害者行動計画（後期）」平成22年度実績報告について
- (2) 「第4期墨田区障害者行動計画（前期）」平成23年度事業計画について
- (3) 「墨田区障害福祉計画（後期【第2期】）」平成22年度実績報告・平成23年度事業計画について
- (4) 「墨田区障害福祉計画【第3期】」策定に伴う中間まとめについて

3 閉 会

【資 料】

・議題（1）用

- 資料1 「第3期墨田区障害者行動計画（後期）」平成22年度実績報告
- 資料2 「第3期墨田区障害者行動計画（後期）」平成22年度実績報告（概要版）
- 資料3 「第3期墨田区障害者行動計画（後期）」平成22年度・事業評価

・議題（2）用

- 資料4 「第4期墨田区障害者行動計画（前期）」平成23年度事業計画
- 資料5 「第4期墨田区障害者行動計画（前期）」平成23年度事業計画（概要版）
- 資料6 「第4期墨田区障害者行動計画（前期）」平成23年度・主な事業計画

・議題（3）用

- 資料7 「墨田区障害福祉計画 後期【第2期】」平成22年度の実績報告
- 資料8 「墨田区障害福祉計画 後期【第2期】」平成22年度の実績報告 概要版
- 資料9 「墨田区障害福祉計画 後期【第2期】」平成22年度事業評価

・議題（4）用

- 資料10 「墨田区障害福祉計画【第3期】」中間のまとめ（案）
- 資料11 「墨田区障害福祉計画【第3期】」中間のまとめ（案）概要版

墨田区障害者施策推進協議会委員

氏 名	所 属	出欠
平 墳 隆 一	墨田区障害者団体連合会	出席
浮 嶋 松 男	〃	出席
荘 司 康 男	〃	出席
前 田 君 代	〃	出席
小 宮 隆 仁	〃	欠席
三 浦 八重子	墨田区精神障害者を守る家族会	出席
大 山 洋 子	墨田区知的障害者相談員	出席
中 武 繁 明	墨田区身体障害者相談員	出席
神 山 キ ク	墨田区民生委員・児童委員協議会	出席
西 山 恒 八	墨田区社会福祉協議会	出席
森 川 政 男	(株)ハクワクリーニング商会代表取締役	出席
樋 口 敏 郎	墨田区議会議員	出席
加 納 進	〃	出席
井 上 ノエミ	〃	出席
佐 藤 篤	〃	出席
は ら つとむ	〃	出席
あ べ きみこ	〃	出席
廣 瀬 正 雄	東京都立墨田特別支援学校校長	欠席
田 谷 至 克	特別支援学級設置中学校代表(寺島中学校校長)	出席
小 泉 享	墨田公共職業安定所 職業相談部長	出席
稲 垣 智 一	墨田区保健所所長	出席

事務局出席者

細川福祉保健部長
 佐久間障害者福祉課長
 岸川厚生課長
 小久保保健計画課長

1 開 会

(事務局) 時間になりましたので始めさせていただきます。障害者福祉課長の佐久間でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。これより、平成23年度第1回墨田区障害者施策推進協議会を開催いたします。開会に先立ちまして、福祉保健部長・細川からごあいさつ申し上げます。

福祉保健部長あいさつ

皆さん、こんにちは。福祉保健部長の細川と申します。日頃は、本区の障害者福祉施策にご協力いただき、誠にありがとうございます。

本日の議題は障害者行動計画と障害福祉計画の実績報告をはじめとしまして、次期の第3期障害福祉計画の中間のまとめの案を作成しましたので、これについてご審議いただくことになっております。この障害者行動計画と障害福祉計画という二つの計画は、紛らわしい部分もありますので、この両計画の違いにつきまして、少しご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、障害福祉計画という、今回、第3期の中間まとめの案を審議するものでございますが、障害者自立支援法に基づくサービスについて、必要量の見込みとその確保方策を定めるものです。一方、障害者行動計画につきましては、障害者基本法に基づき、本区の障害者福祉施策全般について定めたものであり、両計画は密接に関係したものでございます。こうしたことを念頭において、ご審議いただければ幸いです。

さて、障害者自立支援法につきましては、数次にわたって改正が行われておりまして、この10月にも改正が行われ、来年4月にも改正が行われることになっております。さらにその後に抜本的な改正が行われることにもなっておりますが、この中間のまとめにおきましては、この10月の改正と来年4月の改正を含めまして、検討をしたものでございます。

本区の障害者福祉施策においては、来年、障害者就労支援総合センターがオープンすることになっておりますので、私どもとしましては、障害者の就労支援を重点施策として考えているところでございます。とりわけ、来年の5月に東京スカイツリーが開業するということもありますので、そうした好機を捉えて、障害者の就労がいつそう進むような施策を展開していきますので、今後も引き続き皆様のご協力とご支援を賜りたいと考えております。

それでは、本計画につきまして、忌憚のないご意見を頂戴できればと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2 議題

(事務局) では、今年4月30日をもちまして、障害者施策推進協議会委員の任期が満了となり、5月1日から本日お集まりいただきました皆様にご就任いただいております。委嘱状につきましては、机上配布させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元でございます本日の次第に沿って進めていきたいと思っております。ここからの議事の進行につきましては、西山会長にお願いします。

(西山会長) 皆様、おはようございます。会長の西山でございます。本日は皆様方のご協力をいただきまして、平成23年度第1回墨田区障害者施策推進協議会を進めていきたいと考えております。それでは、はじめに、第3期墨田区障害者行動計画の平成22年度の実績報告につきまして、障害者福祉課長からご説明がございました。

(事務局) すみだノーマライゼーション推進プラン21「第3期墨田区障害者行動計画(後期)」平成22年度実績報告について 省略

(西山会長) 今、佐久間課長から説明がありましたので、何かご質問がある方がいらっしゃれば、お願いします。

(加納委員) 墨田区議会の加納でございます。今回、初めて障害者施策推進協議会委員になりまして、この間の議事録等を拝見して臨んでおります。冒頭、福祉保健部長からお話しがありましたように、障害者自立支援法が数次にわたり改正が行われていたり、障害者基本法も改正が行われたりと、国の方にもいろいろと動きがあることから、この協議会もより重要なものとなってくると思います。その上で、提案も含めてお話をさせていただきたいと思います。

この議題の趣旨としましては、過去の事業実績をきちんと評価して、次の施策に反映していかうということかと存じますが、特に、障害者団体等の関係機関の声を反映して施策に活かしていこうということが非常に重要になってくると思います。

それで、今回、過去の事業について、A・B・その他というようなことで評価がなされていて、さらに、今後どのようにしていくかということについて、「推進」「充実」だとかという目標を挙げているのですが、その表現だけでは大雑把過ぎるのではないのでしょうか。

また、たとえば、公園出入り口バリアフリーでは22年度実績が0にもかかわらず、評価がAというのはどのようなことなのでしょう。こういうことも含めて、今後の計画の中での各事業の評価方法を検討していただければと思います。墨田区の公園で入り口のバリアフリーが進んでいるかどうかで言えば、他区の公園を見れば、すぐにわかります。そうした他区との比較で言えば、墨田区は明らかに遅れているので、しっかりと現状を検証・評価することで次の計画に反映させていくという視点から、確かな検証・評価をお願いしたいと思います。併せて、福祉保健部長から障害者基本計画と障害福祉計画の違いについてお話しがありましたが、やはり、紛らわしいことも確かなので、将来的にはそれぞれの位置づけに注意をしながらも一本化するよう要望します。

これらのことについて、見解があれば、お聞かせください。

(事務局) まず、加納委員からご指摘がありました、現場の声を尊重するという点については、今後もしっかりと聞いていきたいと思っております。

次に、計画に位置づけられている各事業の評価や目標について大雑把過ぎるのではないかとご指摘については、今後どういう表現がいいのかについて検討していきたいと思っております。

そして、公園出入り口のバリアフリーについて、実績が0なのにA評価ということですが、所管である道路公園課に確認したところ、前倒して実施していったため、22年度だけで見れば実績は0だったが、計画全体で見れば順調に進捗しているということでのA評価でした。しかし、ご指摘のとおり、他区との比較でどうなのかということもありますので、この点につきましては、よく所管のほうにも伝えておきたいと思っております。

最後に、障害福祉計画との一本化についてのご提案がありました。これにつきましては、将来的に一本化できるよう、後ほどお示しをする第4期障害福祉計画の計画期間につきまして、次期に改正が同時に行われるような周期設定をしまして、一本化を準備しているところでございます。

(西山会長) 他にご質問のある方はいらっしゃいますか。

それでは、次の議題である平成23年度・第4期障害者行動計画の事業計画につきまして、障害者福祉課長から説明があります。

(事務局) 「第4期墨田区障害者行動計画(前期)」平成23年度事業計画について 省略

(西山会長) 今、佐久間課長から説明がありましたので、お分かりにならない点など何かご質問がある方がいらっしゃれば、お願いします。

(佐藤委員) ただいまお話しがあった4番目の部分でなんですけれども、地域防災計画の見直しが進んでいると思いますが、これとの連携という部分ではどのようになっていますか？

(事務局) 地域防災計画との連携でございますが、この計画につきましては防災課が中心になって見直しを進めているところです。福祉保健部は、その中の災害時救護部の役割を担っており、防災課には今までどおりの対応で十分なのかという申し入れをしております。地域防災計画の中に、災害時要援護者となる障害者・高齢者を含めましての安否確認などの仕組みの構築を提案しているところでございます。

(加納委員) 同じ部分でなのですが、やはり、先日、国会においても東日本大震災の教訓を踏まえてということで大きな問題となりました。障害者をはじめ要援護者全般についてですが、助かった方がどうやって助かったのか、自力で助かったのか、介助者がいたのか、あるいは助からなかった方がどうして助からなかったのか、ということが調査されていないということでした。もう一点ですが、安否確認について、役所に確認しても個人情報だから教えられないという回答がほとんどだったようです。この問題は、今後、個人情報保護法との関連で国が体制を整えるのだと思いますが、現時点でたとえばそういう状況が発生したときに、安否確認の問題を区独自に個人情報保護の観点をクリアして伝えることができるのかどうか教えてください。

(事務局) 安否確認における個人情報の管理の問題ですが、災害時に個人情報をどこまで開示できるかについて、実際に災害が起きたときに、JRの障害者運賃割引制度における第1種に区分される方の名簿は用意できており、直ちにそれを使って安否確認を行う形にはなっています。しかし、個人情報保護制度審議会においての包括承認事項にかけておりますが、それを外部にどの時点で出すかについて検討課題になっているところです。現実的にはその名簿が、形式的ではなく実態に即して、高齢者や障害者という区分や独居なのかどうなのかということも含めて整理をしています。実際には対象者もたいへん多数ですので、災害時に身寄りのない等の真に緊急度が高い方を中心に、真っ先に安否確認に駆けつけなければならない方を中心に抽出した名簿を蓄えておいて、迅速に対応しようと考えているところです。

(加納委員) 手続きが通れば、区独自でもできるということなのですね。

(事務局) 個人情報保護制度審議会に高齢者福祉部門とともにこの問題を投げかけまして、検討を行っているところです。

(荘司委員) すみだ障害者就労支援総合センターのことで伺いたいことがあります。今、手話通訳者の派遣事務所が東駒形にあります。来年3月からは就労支援総合センターに移るということで、たいへんありがたいことだと思います。建物の名前に「障害者」とついているのだから、全員手話ができる職員であるとか、名前にふさわしい職員体制になっているのでしょうか。

(事務局) 全員が手話をできるわけではありませんが、手話通訳者を常時配置するよう考えています。

(大山委員) 避難場所の指定についてですが、2次避難場所が墨田特別支援学校になっていると思うので

すが、3月11日の大震災のときの様子はどうだったのでしょうか。例えば、近所の人が集まってくるなどのことがあったのでしょうか。

(廣瀬委員) 揺れ始めてまもなくはそういうこともありましたが、いわゆる避難所としての対応まではありませんでした。

(前田委員) 2次避難所についてですが、知的障害のある方はそういう災害時には環境が変わり、パニックになることが想定されます。もし、あらかじめ2次避難所がわかっていたら、ある程度落ち着いてから移動できると思うのです。先日お聞きした時には、すみだ福祉保健センターと墨田特別支援学校ということだったのですが、ステップハウスおおぞらについては耐震性の問題があるとのことでしたので、どうしても集中してしまうことがあると思います。そこで、もし今後拡充の予定があれば早急に知らせてほしいです。

(事務局) 2次避難所の開設につきましては今、前田委員からご指摘をいただいたように、多くの方からご心配をいただいているところです。現状では、すみだ福祉保健センターと墨田特別支援学校が予定されているのですが、果たしてこの2箇所だけで、障害のある方すべてに対応できるのかという課題になっております。ステップハウスおおぞらにつきましては、平成22年度に開設していることもあり、耐震性の問題自体はないのですが、どこまで場所だけでなく人員体制を確保できるのかという課題もありますので、防災所管にも申し入れをしていきたいと思えます。地域防災計画全体との兼ね合いもありますので、そうしたご心配をいただいている声をきっちり伝えて、地域防災計画の中にきっちり盛り込まれるようにと考えております。

(前田委員) 北部の方にそういう場所がないので、どうぞよろしくお願いいたします。

(大山委員) 避難所というのは支えを必要とする人だけではなく、一般の人たちも集まってくるわけですよね。すると、いろんな人がごちゃごちゃになってしまうわけですが、支援を必要とする人とそうでない人をどのように分けて対応していくのでしょうか。

(西山会長) 今日お集まりの皆さんもどうでしょうか、日頃から災害があったときに自分はどこに避難するのかお分かりでしょうか。突然聞かれてもわからないという状況もあるかと思えます。

(細川部長) ただいまの避難所のお話でございますが、やはり、災害時には障害者などの特別な支援が必要な方を対象とした避難所の必要性を認識しております。現在、例えば、地域に点在する福祉作業所などを改修するなどして、福祉避難所として活用できないか等の課題を検討していきたいと考えておりますので、今しばらくお時間をいただければと思います。

(西山会長) それでは、ほかに質問がなければ、次の議題に移りたいと思えます。第2期・障害福祉計画の22年度実績報告・23年度事業計画につきまして障害者福祉課長から説明をお願いします。

(事務局) 「墨田区障害福祉計画（後期【第2期】）」平成22年度実績報告・平成23年度事業計画について（省略）

(西山会長) 今、佐久間課長から説明がありましたので、お分かりにならない点など何かご質問がある方がいらっしゃれば、お願いします。

(加納委員) すみだ障害者就労支援総合センターにつきましては、これはとても大きな期待がありして、これはきちんと事業を進めてほしいですが、これと併せて、就労継続支援B型という福祉的就労の場である作業所における工賃アップについても取り組んでいると思えます。東京都はこの間、工賃倍増計画というものを作りましていろいろと取り組んでいます、墨田区において

も工賃倍増計画という名前は用いていないにしても、東京都の補助事業などを活用して、工賃アップに取り組んできたと思います。そこで、どのような成果が得られたかを報告してください。それと、議会の中でもずっと提案してきたのですが、スカイツリーに関連して障害者雇用の話がありましたが、スカイツリーグッズがずいぶん出てきたわけですね。区内の企業も125品目のライセンス商品を開発しました。これらの商品の組立作業ですとか包装作業、アッセンブリーを作業所でできないかということを議会で話したことがあります。その辺の進捗状況を教えてください。

(事務局) まず、工賃アップ推進プロジェクトの件につきましてですが、東京都の包括補助事業を活用しまして、各作業所のネットワーク作りを行い、作業所が自主生産した商品、例えばパン、クッキー、石鱈などを販売する場であるスカイワゴンを庁舎内に設置して、工賃アップに取り組んでおります。やはり、ダイレクトにお客さんとやり取りがある取り組みでもあり、利用者さんのやりがいという部分でも効果の高い事業であると考えております。また、区内の区立公園に花壇を設置しまして、その花壇の維持管理を行う地域緑化推進事業を実施し、月一人当たり平均2000円以上の工賃アップにつながっています。

次に、新規受注についてのご質問をいただきました。ご提案いただきました区内企業によるスカイツリー関連商品の袋詰めや組立等の作業は、作業所の利用者さんの得意とする作業領域ということもありますので、作業所経営ネットワークという組織の中で、共同受注という形で開拓できないか提案しているところでございます。企業に対して、待ちの姿勢ではなく、ご提案いただいたような商品パンフレットなどの情報を元に、積極的に新規受注の取り組みを進めていきたいと考えております。

(加納委員) 区内には必ず協力してくれる企業があるはずですから、ぜひ、そうした取り組みをお願いします。

さて、区内には就労継続支援A型の事業所が存在していないのですが、今後、誘致だとか育成、あるいはA型事業所が進出してくる見込みはないのか教えてください。また、現在、区外のA型事業を行う3事業所において、サービスを利用している区民がいるとのことですが、それらの事業所はどのような業務を行っている事業所なのかを教えてください。

(事務局) 区内には現状ではA型の事業所はないのですが、やはりB型事業所に比べ最低賃金が保障されるA型事業所が区内にあるということは、利用者の選択肢が増えるという意味でも望ましいと考えております。その実現に向けての課題なのですが、まず、利用者で最低賃金を支払えるだけの業務を用意する必要があるということがあります。また、技術的な部分になると思うのですが、A型事業の場合、B型事業と比べ、訓練等給付費について各種加算がないために低く設定されているため、事業者としては減収になってしまうという制度上の課題があります。そういう意味では、事業者の協力・理解が必要になってきます。現状におきましては、区内には特例子会社がいくつかあり、それらの企業において障害者雇用が進んでいるということもありますので、そうした地域の特性ということも活かしていくことも重要と考えております。

もう一点、現在利用している区外のA型事業所の業務内容についてですが、どのような業種であるかのことはお答えできないのですが、近隣の通える範囲の区に通っているということは聞いております。

(大山委員) 私の知っている人で、区外のA型事業所に通っていた人がいます。ところが文京区の事業所まで通って行って、仕事はたった2時間だけなのです。確かに最低賃金は保障されていますが、

2時間だとせいぜい1600円程度、そういう就労の仕方なのですね。先ほど、課長が言いましたように、給付費が少ないから人数をいっぱい取って、実績数を増やすことで事業所が経営的にやっていけるようにするということなのだと思います。一人の人がきちんとした時間の仕事をすると、受け入れる人数が限られてしまうから給付費が少なくなってしまうのです。なので、一人8時間じゃなくて、2時間にして多くの人を利用させるなんていうことになるのです。でも、働き盛りの本人は、2時間だけ仕事をして、後はブラブラなんていう過ごし方になってしまうのです。それで、結果的には経済的に自立していけなくて生活保護になってしまうケースがいくつかあるのです。生活保護自体は大事な制度ですけども、こういう例のように本人は働く力がありながら、2時間だけの仕事のために経済的に自立していけず、生活保護になってしまう。そういうケースが私の知っている限りでもいくつかあるのです。このようにA型事業の現状はかなり厳しいです。障害者の働く意欲を引き出すというよりは、逆にダメにしてしまう制度の作り方とも言えると思います。

(西山会長) 他にご質問はありますか。

(荘司委員) スカイツリーに障害者の雇用機会を作るというニュースがありまして、とても喜ばしいことだと思います。スカイツリーにおける障害者の就労支援について、聴覚障害者も含まれているのでしょうか。

(事務局) 障害者就労支援総合センターにつきましては、3障害に対応した相談体制を整えています。また、就労移行支援事業については、ご本人が就労に向けて支援を受けたいということであれば、障害者自立支援法に基づいたサービス提供となります。支援期間は最大2年となりますが、支援を受けながら受け入れを行う企業があれば、就労へとつながっていきます。実際に訓練を経て職能技術が得られた場合に、就職先がどのくらいあるかというのはまた別の課題となりますが、スカイツリーの開業で雇用ニーズが上向きになれば、受け入れ企業も出てくるのではないかと希望も出てきます。しかし、やはりあくまでも雇用というのは働きたい側と雇いたいという側との契約ということがありますので、雇用する側の課題ということもあると考えております。

(三浦委員) スカイツリーに関連してですが、2年ほど前に、3障害合同でスカイツリーの中に障害者の枠をもらって、現在行っているスカイワゴンと同様のスペースをもらえないかとお願ひしたことがあるはずなんです。それに対して、まだ、どのようになったかわからないのですが、どのようになったのでしょうか。

(事務局) スカイツリー内の観光プラザでの販売コーナーということでは、区役所の中でも新タワー調整担当が所管して調整を進めているところです。こちらについては、すみだ観光協会が受託をするということで準備を進めていますが、区としましても障害者の皆さんが作った自主生産品を販売する場を設けてほしいと強く申し入れをしているところでございます。現段階では正式な検討結果をいただいているわけではありませんが、その実現に向けて検討を行っているところです。

(西山会長) それでは、ほかに質問がなければ、次の議題に移りたいと思います。第3期・障害福祉計画の中間のまとめにつきまして障害者福祉課長から説明をお願いします。

(事務局) 「墨田区障害福祉計画【第3期】」策定に伴う中間まとめについて(省略)

(西山会長) それでは、ただ今の説明について、質問のある方はいらっしゃいますか？

(大山委員) 今、グループホームなどを利用した場合に国の補助が1万円受けられるという話がありましたが、結果的には、その分を従来の区の補助から減らしたわけで、手間が増えたけれども補助額全体は何も変わらなかったということは、つけたさせていただきます。

それと、工賃アップの部分で官公需の拡大ということがありました。これはとてもありがたい、民間事業所も公園の緑化事業などの作業をさせてもらっています。それで、区役所となりますと、例えば各種発送物の封入作業などもたくさんあるのではないかと思います、そういう作業は公立の作業所だけではなく、まずは、事業基盤の弱い民間の作業所に回ってくるように、ぜひともお願いしたいです。

(事務局) 官公需の確保につきましては、これまでと同様、同様以上に必要な支援という形で考えております。先ほど、作業所等経営ネットワークという形で取り組んでいることをお話ししましたが、こちらの方も拡張して、自主生産品の販路の確保ということと共に、社会への露出を通じて、地域から認知してもらうということも必要であると考えておりますので、こうした取り組みを通じて工賃アップにつなげていければと考えております。

(加納委員) 先ほどのご説明の中で、ショートステイのニーズが高くなっているとお話がありましたけれども、実績を見ますとニーズに全て対応できているようにも見えます。現状では、区内に3箇所あると思いますが、現状の供給体制で大丈夫なのかという問題と、今後のニーズの増加に対応するための新たな整備、これまでも学校跡地にそれを整備するという話が出たこともありますが、そうした新たなニーズに対応した今後の取り組みについてお伺します。

また、相談支援の拡充について、平成24年度から段階的に全員にサービス利用の計画が必要となるという話がありました。全員で約900人ということでしたが、その事務量ということとても膨大なものになるのではないかと思います。これは私たちもかねてから言っているのですけれども、相談事業というのはできれば民間事業者で行ったほうがいいのではないかと考えております。この計画に関する相談支援というのは24年4月には間に合わないのかもしれませんが、現行の区役所窓口・保健センター・民間の友の家となっているかと思います。その中で、法においては3障害、そして児童についても一元的に対応するとしていながらも、窓口部分は縦割りのままなのです。ですから、どんなことにも対応できる相談機能は、やはり民間の方がいいのではないかと、これまでもお話をさせていただいております。といいますのも、役所の場合ですと、数年間で担当者が替わってしまい、必要な支援の情報や専門性がつながっていきにくいのではないかと思います。そういう意味でも長期間にわたって支援の現場に従事できる民間をと、という話しをしていましたが、庁内ではそういう話が全然ないのか、検討されているのかどうかを含めてお伺します。

それと、最後に児童デイサービスが児童福祉法に基づく児童発達支援事業に移行するという話がありましたが、現在、放課後の居場所作りということで墨田こどもの家を実施している日中一時支援事業については、これまでどおりの障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業という位置づけで行われるのか、教えてください。

(事務局) まず、一点目の短期入所事業についてですが、やはり、アンケート調査の中でも1割の方が利用したいと回答していることから、必要としている方が多い事業であり、現行の区内の3事業所だけで対応ができているのかということが心配になってきます。実際に、平成22年度までは1事業所だけだったものを、23年度から法内移行を誘導し3事業所になったのですが、

今後も引き続き、これらの事業所の利用状況を見定めて、新たな事業所の整備が必要なのかどうかを見極めていきたいと考えております。

二点目の相談支援についてですが、最終的には900人分の計画を立てるということでは相当な事務量が発生すると考えられます。加納委員からご指摘がありましたように、民間事業者の専門性ということもありますので、区内の民間事業者に担ってもらえるように考えておりますが、現段階では介護保険制度での計画を作成する事業者はたくさんいるものの、障害者福祉での相談支援事業を担える事業者が数少ない状況にあります。この相談支援に関する国の政令等の改正を見定めて今後の整備や事業者の誘致などを検討していきたいと考えております。国は3か年で全対象者に拡大するというので、その対象者は当面、新規のサービス利用者等に限定される見込みです。

三点目の児童デイサービスについてですが、現行では墨田こどもの家においては日中一時支援事業で対応していますが、考え方によっては、児童福祉法に基づく事業への切り替えが可能かどうか、給付費収入により経営的にも有利になるか否か等を総合的に検討して、適正な誘導を図っていきたいと考えております。

(加納委員) 相談支援について、国がケアプランを作成させるという目的はどのようなことなのでしょう。うがった見方をすると、サービス量を減らすためにやるのではないかと危惧しているのですが、実態としてはどうなのでしょう。

(事務局) サービスの給付抑制ということもあるかもしれませんが、実際に必要なサービスがきちんと提供されて、その量や質についてきちんと検証がなされているのか否か、そうしたことについて、モニタリングという作業を通じて評価を行うということも盛り込まれていますので、計画→サービス実施→評価→計画の見直しというサイクルを通じて、必要なサービスが必要だけ提供されているかをしっかりと把握するためのものである、そういう趣旨であると理解しています。

(はら委員) 先ほど、新タワーの中の観光プラザの中でスカイワゴンを出したいというような話を伺いまして、以前からもそういう話が出ていましたので、その後どのようなようになったかを気にしていました。それで、観光協会に申し入れをしているという話がありましたので、驚いているのですが、委託元である区がそういう取り組みをやりたいと申し付けているのに、何故それに対する返事がまだ来ないのか、遅いのではないかと思います。これは、商売として儲けるか否かということだけではなくて、新タワーの観光プラザの中でそういう取り組みを行うことは、「墨田区は障害者を大切にしているのだ」等のいろいろな姿勢を発信することにもつながるなどの効果があると言われていましたので、遅くとも年内にはやるかやらないか、やるにしてもどのような形でやるのかのプランを明らかにしてほしいのですが、どうでしょうか。

(事務局) 新タワーの中での取り組みについては、以前、区議会の答弁の中でも、区が観光プラザの運営を行うこととなりますので、もっと強力で福祉と産業の連携の中で行っていくという内容で申し上げているところでございます。したがって、私どもも、もちろんやるという前提で強くどうなっているのかということをお願いするという形で押しているところでございます。まず、やらないという回答はないと考えておりますが、実際にやるに当たっての条件をどのように設定していくのかというのが今後の課題であると考えております。

(はら委員) 基本的にはやるということだと思っておりますけれども、まだそういう情報自体も伝わってきていないのです。今後、強力で申し入れてもらって、しっかりと実現させてほしいです。

それと、もう一点質問ですが、福祉タクシー券についてです。福祉タクシー券に加えて、ガソリン券にも適用できるようにしてほしいとの陳情があり、可決されて、今後適用されると思うのですが、要望として、いろいろな事情や状況でタクシー券もほしいがガソリン券もほしいという人がいるので、タクシー券とガソリン券を半々にするなどの柔軟なシステムにしてほしいのですがいかがでしょうか。あと、ガソリン代というのはお金で振り込むのかどうか分からないのですが、お金で渡してしまうとすぐになくなってしまうこともあるかと思いますので、大事なことは、きちんとガソリン代に使われ本人にいきわたるシステム作りだと思います。ガソリンスタンドでしか使えないプリペイドカードのようなものができないのかどうか、決して不正利用を疑うわけではないのですが、かつて、福祉タクシー券を家族に取り上げられるなどの事例があったと聞き及んでいるので、そうした目的に沿った使われ方がされるようなしくみ作りについて教えてください。

(事務局) 福祉タクシー券について、タクシー券とガソリン券を併用できるようにとのお話ですが、来年度の実施に向けて、その両方に使えるように準備を進めているところでございます。また、不正使用の防止についてですが、この制度の趣旨を十分に説明すると共に、使用の際には必ず障害者手帳を提示することとしておりますので、その周知徹底を図ってまいります。

(柱司委員) 墨田区障害福祉計画の中間まとめにおいて、コミュニケーション支援事業について触れられていないので、きちんと位置づけてほしいのですが、いかがでしょうか。

(事務局) 先ほどの説明については、あくまでも計画全体の中の一部についての説明となってしまいましたが、本編の中においては項目を設けております。概要版においては、特に大きな変更が見込まれるもの、柱になるもの等について重点的に記しておりますので、ご了承ください。

(樋口委員) 先ほど、就労継続支援A型事業の部分で、大山委員からの発言がありまして、1日2時間しか就労していないケースでしたが、事業者もそうした法の抜け目というようなところを利用したやり方を行っている実態については区も把握しているのだと思うのですが、その点についてはどのような対応を考えているのでしょうか。

それと、墨田区における特例子会社の実態について教えてください。

(事務局) 先ほどの1日2時間だけの就労実態の結果、低収入や生活の乱れにつながることを聞き及んでおります。本人は望んでいないとしても、雇用契約の中で盛り込まれている場合、そのようなことがないよう申し入れはできたとしても、どれだけの効力を持ちうるかは未知数であることもあり、強制力を持たないところでの対応とならざるを得ず、対応に苦慮しているところでございます。やはり、根本的には事業者の理解が不可欠であると考えます。しかし、雇用契約と雇用実態にズレがあるなどの違法性が生じている場合は、労働基準監督署への通報等の対応を含め、実際の相談内容に応じて対応していきたいと考えております。

それと、区内の特例子会社についてですが、いくつかの大手企業が行う特例子会社がありまして、グループ企業等のビルの清掃業務を行ったり、箱詰め作業を行ったりしています。これらの特例子会社には、墨田区民に限らずいろいろな地域から就労していますが、墨田区障害者就労支援センターを通じて20名ほどが一般就労しています。

(加納委員) 障害者就労支援センターについてなのですが、受け皿となる企業の開拓も一緒に行うことになると思うのですが、長い景気低迷などの影響によって、最初にリストラの対象になるのが障害者であるということも聞いております。ですので、新規に企業を開拓することは大変なことと思いますが、計画を推進していくためのスカイツリーを含めた企業などの受入れ計画等はあ

るのでしょうか。

(事務局) 確かに景気状況に大きく影響を受けるのが雇用の問題となりますので、なかなかこれという確たるものがあるわけではなく、手探りで進めていくしかないというのが実情です。やはり、働きたいという意欲を持って就労にチャレンジしたいということで、ビジネスマナーから始めて本当に働ける状況になっていって、ここまで具体的に職能が上がってこれだけのことができるという状況になって就労の実現性が生まれてきます。それを後押ししながら、これだけの職能があるので雇ってほしいということ、同行し企業開拓していくというのが、今回の受託事業者であるNPO法人の考えでもあります。江戸川区においても実績を持っている事業者ですので、民間のノウハウを活用して、企業開拓を行っていきたいです。やはり、事業基盤が強い大手企業の特例子会社が、一番実現性が高いということですので、それらを中心に、それを後押しするよう指導していきたいと考えております。

(大山委員) 私ども(福)墨田さんさん会に対しましては、墨田区の大きなご支援をいただきまして、清掃事業を始めいろいろな仕事で働かせていただいております。特にステップハウスおおぞらで専従で働いている利用者には、月に10万円もの工賃を払うことができ、本当にありがたいと思っております。リサイクル作業についても交代で作業に従事し、1日1人6000円の工賃になっております。区立の作業所では土曜祭日などの作業が困難でしょうから、そうした民間の力やノウハウを活用して、利用者が自分で働いたお金で生活を作り上げていけるようになればいいなと考えております。引き続き、区のご支援をいただきながら、障害者の経済的な自立を目指して、頑張っていきたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしく願います。

(事務局) 社会参加を考える上で、やはり働いて経済的に自立するということは大きなテーマになると思います。そうした意味で、民間の事業所がいろいろな仕事を受入れていただき、利用者の工賃アップを目指しているというのは、本当にありがたいことでもあります。区としましても、官公需についてはこれまでのものは確保していきたいと考えております。また、自主生産品の販路ということでも、経営ネットワークなどのつながりでスカイワゴンを通じて売上げの倍増につなげていければと考えております。

(荏司委員) 聴こえない人たちも働く意欲を持っています。でも、会社にいってもすぐにやめてしまうという状況があります。なぜかということコミュニケーションに困難があるからです。会社側に理解がないからだと思うのです。ですので、区の方からも聴覚障害者の特性について説明して、理解が得られるようにしてほしいのですが、どうでしょうか。

(事務局) コミュニケーションが非常に取りづらいということで、なかなか意思が伝わらないということで、離職されるケースが多いと聞いております。この点については、事業者側の理解が不可欠でありますので、ふれあいフェスティバルなどの事業や広報を通じて、社会全体にそれぞれの障害を理解して、それを受入れていく社会が普通なのだということを、粘り強く啓発を行っていきたいと考えております。

(西山会長) 本日はいろいろなご意見を賜りましてありがとうございました。

今後のスケジュールでございますが、「墨田区障害福祉計画【第3期】」につきましては、本日いただいた皆様からのご意見、今後実施しますパブリックコメントによる区民の皆様からのご意見を踏まえまして、今年度末までに策定する予定でございます。最終案ができました段階

で、改めて皆様にご提示させていただきたいと思っております。
それでは、本日の協議会はこれで閉会させていただきます。